

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回吉川市防災会議
開 催 日 時	平成30年8月21日(火) 午後1時30分から 午後2時05分まで
開 催 場 所	吉川市役所 3階 303・304会議室
出席委員(者)氏名	27名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	6名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員職氏名	市民生活部副部長兼危機管理課長 竹内栄一、 危機管理担当 主幹 野間光二、副主幹 監物利明、 主任 白岩茂、主任 青木崇、主事 倉本隆義
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	○会議次第 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 吉川市地域防災計画改定方針(案)について (2) 吉川市地域防災計画改定スケジュール(案)について 4 閉 会 ○会議の公開又は非公開の別 全部公開
非公開の理由 (会議を非公開にした 場合)	
傍 聴 者 の 数	1名
会議資料の名称	別紙「配付資料一覧表」のとおり
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	高尾委員、野尻委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局

※ 配付資料確認

事務局

1 開 会

中原会長

2 会長あいさつ

事務局

※防災会議委員の紹介
 ※傍聴者数の報告（傍聴者数は1名いることを報告。）
 ※会議成立の報告
 （出席委員数は27名で会議が成立していることを報告。）

中原会長

3 議 事

※会議録の署名委員の指名
 ・高尾委員、野尻委員を指名し、委員の了承により決定。

(2) 吉川市地域防災計画改定スケジュール（案）について
 ※ 議事の順序を変更し、議事（2）より説明を実施。

事務局

<説明>
 ・「資料4」により、吉川市地域防災計画改定スケジュールについて説明。

中原会長

<審議>
 ・「資料4」吉川市地域防災計画改定スケジュール（案）に承認することについて委員へ意見を求める。

各委員

・過半数以上の挙手により承認。

(1) 吉川市地域防災計画改定方針（案）について

事務局

<説明>
 ・「資料1」～「資料3」により、吉川市地域防災計画の改定方針について説明。

中原会長

<審議>
 ・「資料1」吉川市地域防災計画の改定方針（案）に承認することについて委員へ意見を求める。

各委員

・過半数以上の挙手により承認。

中原会長

4 閉 会

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年8月28日

署名委員

高尾 真

署名委員

野尻 宗一

平成30年度第1回吉川市防災会議 出席者名簿

平成30年8月21日(火)

委員の氏名	出席	欠席	
中原 恵人 (吉川市長)	○		会長
中村 伸也 (国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長)		○	
深山 富美男 (農林水産省関東農政局地方参事官 (埼玉支局長))		○	
布施 武雄 (厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署長)		○	
酒井 英治 (埼玉県東部地域振興センター所長)	○		
中山 由紀 (埼玉県草加保健所長)	○		
木崎 秀夫 (埼玉県越谷県土整備事務所長)	○		
南雲 芳夫 (埼玉県警察吉川警察署長)	○		
椎葉 祐司 (吉川市副市長)	○		
野尻 宗一 (吉川市政策室長)	○		
浅水 明彦 (吉川市総務部長)	○		
鈴木 昇 (吉川市健康長寿部長)	○		
伴 茂樹 (吉川市こども福祉部長)	○		
中山 浩 (吉川市市民生活部長)	○		
山崎 守 (吉川市産業振興部長)	○		
関根 勇 (吉川市都市整備部長)	○		
中村 詠子 (吉川市教育部長)	○		
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)	○		
戸井田 勉 (吉川松伏消防組合消防長)	○		
黒田 信浩 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)	○		
宮田 孝一 (吉川市消防団団長)	○		
山口 剛介 (吉川市水道課課長)	○		
小川 優 (東京電力パワーグリッド(株)川口支社草加事務所長)	○		
加藤 咲子 (NTT東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店長)	○		
中澤 陽一 (東武バスセントラル(株)吉川営業所長)		○	
春原 尊史 (東日本旅客鉄道(株)吉川美南駅長)	○		
大森 謙一 (日本郵便(株)吉川郵便局長)	○		
臼井 照雄 (東彩ガス(株)取締役 供給保安部長)	○		
中井 薫 (一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)	○		
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)		○	
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)	○		
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会社会福祉士)		○	
高橋 健太郎 (吉川市自治連合会副会長)	○		
玉生 一美 (吉川市民生委員・児童委員協議会理事)	○		
計	27人	6人	全33人 (会長を除く)

平成30年度第1回吉川市防災会議 会議資料一覧表

平成30年8月21日(火) 13:30～
吉川市役所 3階 303、304会議室

記

1. 会議次第・・・(当日配布)

2. 会議資料・・・(事前配布、

資料2②適切な避難行動を促す情報伝達(防災基本計画)のみ当日配布)

資料1 平成30年度 吉川市地域防災計画改定方針(案)

資料2

1. 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応

①最大規模を想定した浸水想定への対応(水防法)(防災基本計画)

資料2一別添

流域(中川、江戸川、利根川、荒川)

・浸水想定区域図(想定最大規模)

・浸水継続時間

・浸水想定区域図(計画規模)

・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食) ※中川、江戸川のみ

資料2

1. 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応 当日配布資料

②適切な避難行動を促す情報伝達(防災基本計画)

資料3

3. 市の体制の変更への対応

資料4

地域防災計画改定スケジュール(案)

3. 参考資料・・・(事前配布)

参考資料1 吉川市防災会議の概要

参考資料2 吉川市防災会議委員名簿

参考資料3 吉川市防災会議運営要領

参考資料4 【参考法令】災害対策基本法・吉川市防災会議条例

4. その他

・席次表・・・(当日配布)

・吉川市地域防災計画(赤本)・・・(各自持参)

平成30年度 第1回吉川市防災会議

日時 平成30年8月21日(火)

午後1時30分から

場所 吉川市役所 3階
303、304会議室

次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 吉川市地域防災計画改定方針(案)について

(2) 吉川市地域防災計画改定スケジュール(案)について

4 その他

5 閉 会

平成30年度 吉川市地域防災計画改定方針（案）

《改定の基本方針》

1 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応

平成26年度の吉川市地域防災計画の大幅な改定以降、防災基本計画の改正をはじめ、防災関係の法制度や指針などが制改定されているため、これらとの整合を図る。

2 関東・東北豪雨及び熊本地震等で得られた教訓への対応

関東・東北豪雨や熊本地震など、近年の大規模災害に対する数々の教訓が出されているので、これらの反映を図る。

3 市の体制の変更への対応

市の内部組織の変更の反映を図る。

《主要な改定事項》

1 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応

①最大規模を想定した浸水想定への対応（水防法）（防災基本計画）

- ・利根川、江戸川、中川、荒川の浸水想定を想定最大規模による浸水想定に変更
- ・新たな浸水想定に基づく避難に関する基準（対象、範囲）や避難方法等の検討

②適切な避難行動を促す情報伝達（防災基本計画）

- ・Ｌアラート等の多様な手段を活用した避難勧告等の伝達
- ・日本工業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示

③市民の防災意識の高揚（防災基本計画）（避難勧告等に関するガイドライン）

- ・ハザードマップ等への早期の立ち退き避難が必要な区域の明示
- ・増加する水害リスクに備えるための水害保険・共済への加入促進
- ・生活再建に向けた事前の保険、共済等の普及啓発・加入促進
- ・地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供の実施

④専門家等のアドバイスの活用（防災基本計画）

- ・避難に関する判断等における国や県からの助言・情報の活用

⑤災害廃棄物処理対策の強化（防災基本計画）（廃棄物処理法）

- ・災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進
- ・災害廃棄物処理の国による代行

2 関東・東北豪雨及び熊本地震等で得られた教訓への対応

①支援物資の滞留への対策

- ・民間の物流事業者のノウハウ・物資拠点の活用による物資輸送の効率化

②被災者支援

- ・り災証明書発行のための住家被害認定調査に関する体制の強化、効率化
- ・り災証明書発行の迅速化を支援するシステムの活用検討

③受援計画

- ・災害対策本部における受援担当の明確化
- ・応援受援の対象となる業務とその具体内容の明確化
- ・受援対象業務における必要リソース（人的・物的資源）の検討

3 市の体制の変更への対応

- ・内部組織変更の反映

～ 地域防災計画改定の経過 ～

平成26年度 平成27年3月24日改訂

●主な改正内容

1 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応

東日本大震災や近年の大規模災害の教訓などを踏まえ、災害対策基本法の改正、防災関係の法制度や指針などが制改定との整合を図る

2 埼玉県地域防災計画の改訂、埼玉県地震被害想定の見直しへの対応

平成26年3月に埼玉県地域防災計画が改訂され、また、埼玉県地震被害想定調査が見直されたため、これらとの整合を図る。

3 近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応

平成25年9月の竜巻災害、平成26年2月の大雪に対応した対策を追加。

平成29年度 平成29年7月26日改訂

●主な改正内容

平成28・29年の吉川市組織改正及び防災関係法令、上位計画の改訂及び各種防災対策指針の策定内容と整合を図る。

1 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応
 ～①最大規模を想定した浸水想定への対応（水防法）（防災基本計画）～

●主な変更点

- ① 想定しうる最大規模の降雨を前提とした区域の追加
 （河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から拡充）
- ② 浸水継続時間を新たに追加
- ③ 家屋等倒壊氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）を新たに追加

《利根川：利根川流域、八斗島上流域》

項目	従前に公表されていたもの(H17)	新たに公表されたもの (H29.7.20)
想定 降雨規模	<u>計画規模</u> → 河川整備において基本となる降雨 ・ 318 mm/3 日間 (約 200 年に 1 回) ※1	<u>計画規模</u> → 河川整備において基本となる降雨 ・ 336 mm/3 日間 (約 200 年に 1 回) ※1
		<u>想定最大規模</u> ・ 491 mm/3 日間 (地域ごとの最大降水量) ※2

※1：1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/200 (0.5%) の降雨

※2：流域面積、継続時間より最大規模降雨量を算出し、1/1,000 確率雨量と比較し、大きい方を採用。

《江戸川：利根川流域、八斗島上流域》

項目	従前に公表されていたもの(H17)	新たに公表されたもの (H29.7.20)
想定 降雨規模	<u>計画規模</u> → 河川整備において基本となる降雨 ・ 318 mm/72 時間 (約 200 年に 1 回) ※3	<u>計画規模</u> → 河川整備において基本となる降雨 ・ 366 mm/72 時間 (約 200 年に 1 回) ※3
		<u>想定最大規模</u> ・ 491 mm/72 時間 (地域ごとの最大降水量) ※4

※3：1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/200 (0.5%) の降雨

※4：流域面積、継続時間より最大規模降雨量を算出し、1/1,000 確率雨量と比較し、大きい方を採用。

《中川、綾瀬川：中川・綾瀬川流域》

項目	従前に公表されていたもの(H17)	新たに公表されたもの (H29.7.20)
想定 降雨規模	<u>計画規模</u> → 河川整備において基本となる降雨 ・ 355 mm/48 時間 (約 100 年に 1 回) ※5	<u>計画規模</u> → 河川整備において基本となる降雨 ・ 355 mm/48 時間 (約 100 年に 1 回) ※5
	—	<u>想定最大規模</u> ・ 596 mm/48 時間 (地域ごとの最大降水量) ※6

※5：1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/1,000(1.0%)の降雨

※6：流域面積、継続時間より最大規模降雨量を算出し、1/1,000確率雨量と比較し、大きい方を採用。

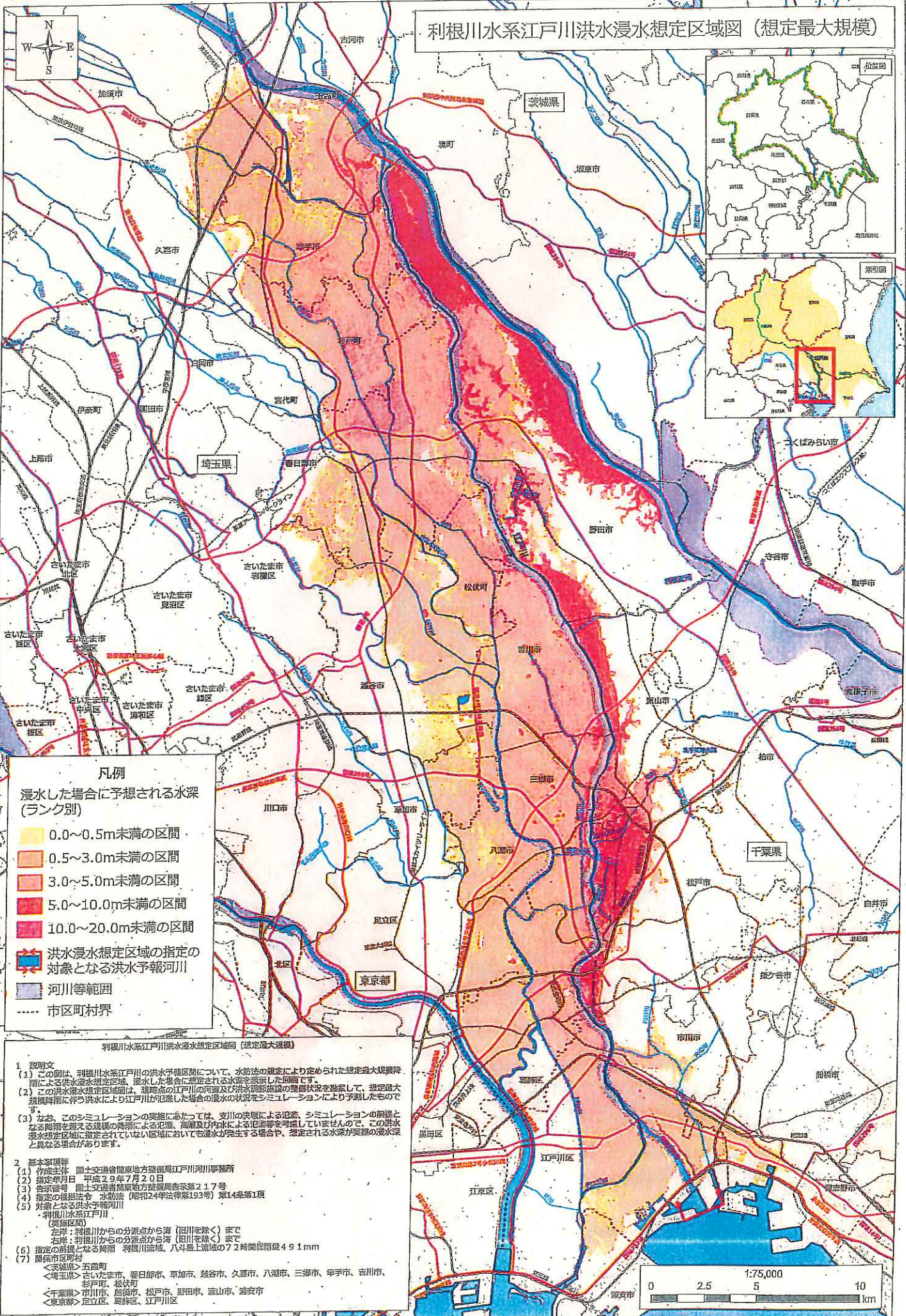
《荒川：荒川流域》

項目	従前に公表されていたもの(H17)	新たに公表されたもの (H29.7.20)
想定 降雨規模	<u>計画規模</u> → 河川整備において基本となる降雨 ・ 548 mm/3 日間 (約 200 年に 1 回) ※7	<u>計画規模</u> → 河川整備において基本となる降雨 ・ 516 mm/3 日間 (約 200 年に 1 回) ※7
	—	<u>想定最大規模</u> ・ 632 mm/3 日間 (地域ごとの最大降水量) ※8

※7：1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/2,000(0.5%)の降雨

※8：流域面積、継続時間より最大規模降雨量を算出し、1/1,000確率雨量と比較し、大きい方を採用。

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



凡例

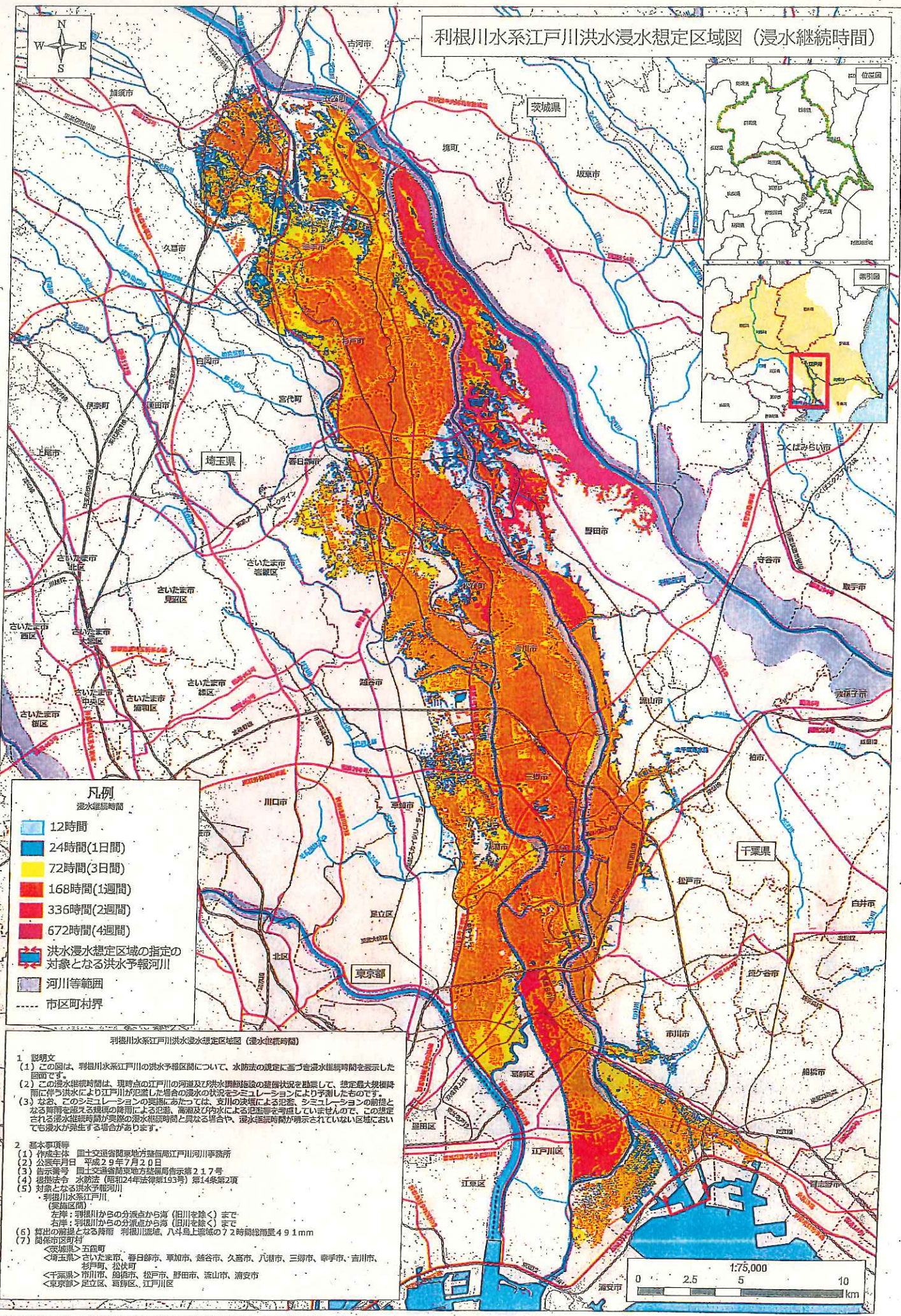
- 浸水した場合に予想される水深 (ランク別)
- 0.0~0.5m未満の区間
 - 0.5~3.0m未満の区間
 - 3.0~5.0m未満の区間
 - 5.0~10.0m未満の区間
 - 10.0~20.0m未満の区間
 - 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 市区町村界

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

1. 説明文
 - (1) この図は、利根川水系江戸川の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の江戸川の河道及び洪水調節施設の整備状況を踏襲して、想定最大規模降雨に伴う洪水により江戸川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
 - (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
 - (2) 指定年月日 平成29年7月20日
 - (3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第217号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第1項
 - (5) 対象となる洪水予報河川
 - ・利根川水系江戸川
 - (奥地区間)
 - 左岸：利根川からの分派点から海 (旧川を除く) まで
 - 右岸：利根川からの分派点から海 (旧川を除く) まで
 - (6) 指定の前提となる降雨 利根川流域、八斗島上流域の7.2時間総雨量4.91mm
 - (7) 関係市区町村
 - <茨城県> 五箇町
 - <埼玉県> さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、草加市、吉川市、杉戸町、松伏町
 - <千葉県> 市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、浦安市
 - <東京都> 足立区、板橋区、江戸川区

この地図の作成にあたっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の基図地図情報を使用した。(図説番号 平29信図 第263号)

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



凡例
浸水継続時間

- 12時間
- 24時間(1日間)
- 72時間(3日間)
- 168時間(1週間)
- 336時間(2週間)
- 672時間(4週間)

- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

1. 説明文

(1) この図は、利根川水系江戸川の洪水予報区域について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示した図面です。

(2) この浸水継続時間は、現時点の江戸川の河道及び洪水調節施設の整備状況を踏襲して、想定最大規模降雨に伴う洪水により江戸川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を越える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

(2) 公表年月日 平成29年7月20日

(3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第217号

(4) 根拠の法令 水防法（昭和44年法律第193号）第14条第2項

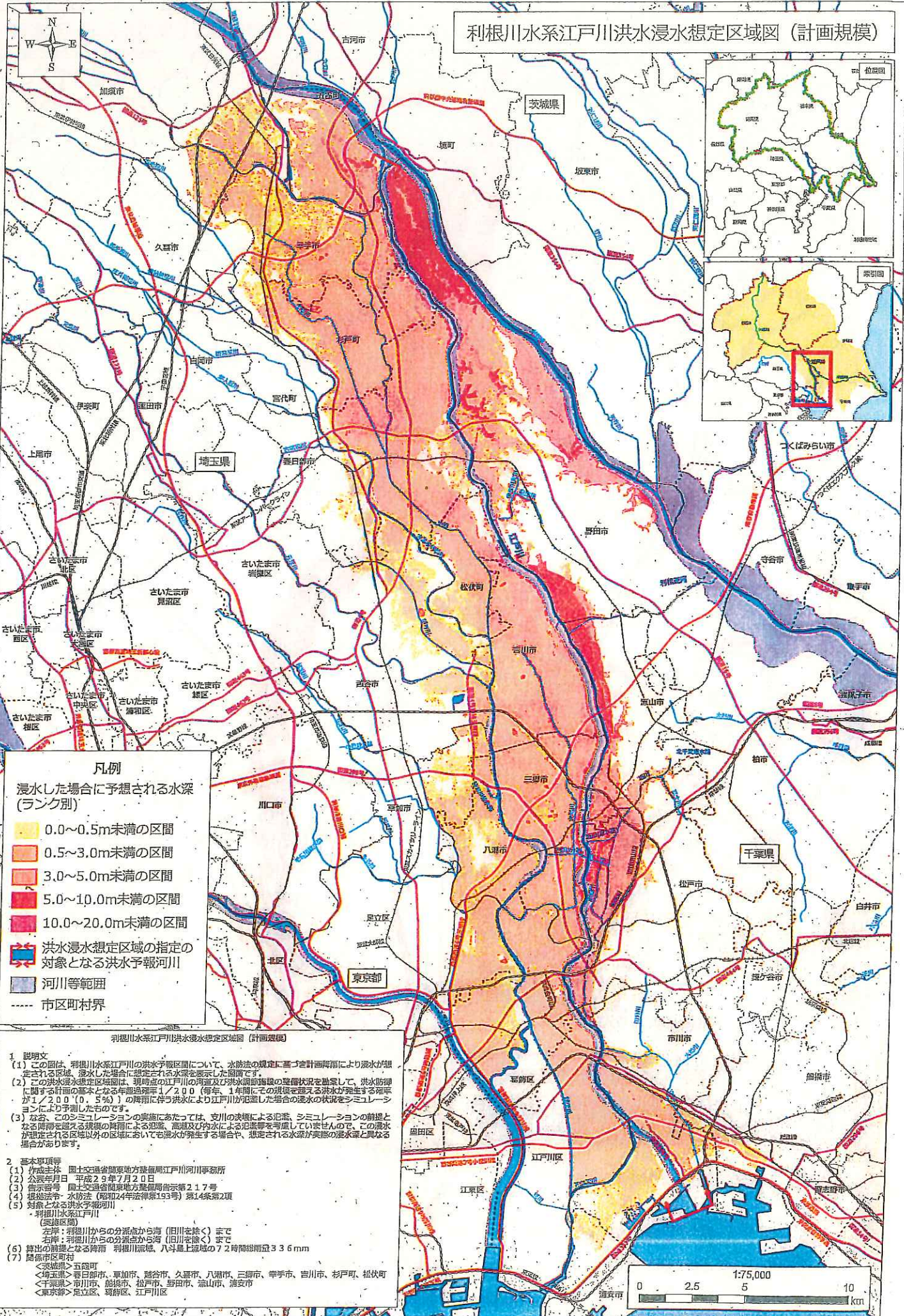
(5) 対象となる洪水予報河川
利根川水系江戸川
（実施区域）
左岸：利根川からの分派点から海（旧川を除く）まで
右岸：利根川からの分派点から海（旧川を除く）まで

(6) 根拠の前段となる降雨 利根川流域、八斗島上流域の7.2時間総雨量49.1mm

(7) 関係市区町村
＜茨城県＞ 五箇町
＜埼玉県＞ さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町
＜千葉県＞ 市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、浦安市
＜東京都＞ 足立区、葛飾区、江戸川区

この地図の作成に当たっては、国土情報院長の承認を得て、関係官庁の提供地図情報を使用した。（図説番号 平29済図 第2.63号）

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図 (計画規模)



凡例

- 浸水した場合に予想される水深 (ランク別)
- 0.0~0.5m未満の区間
 - 0.5~3.0m未満の区間
 - 3.0~5.0m未満の区間
 - 5.0~10.0m未満の区間
 - 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 市区町村界

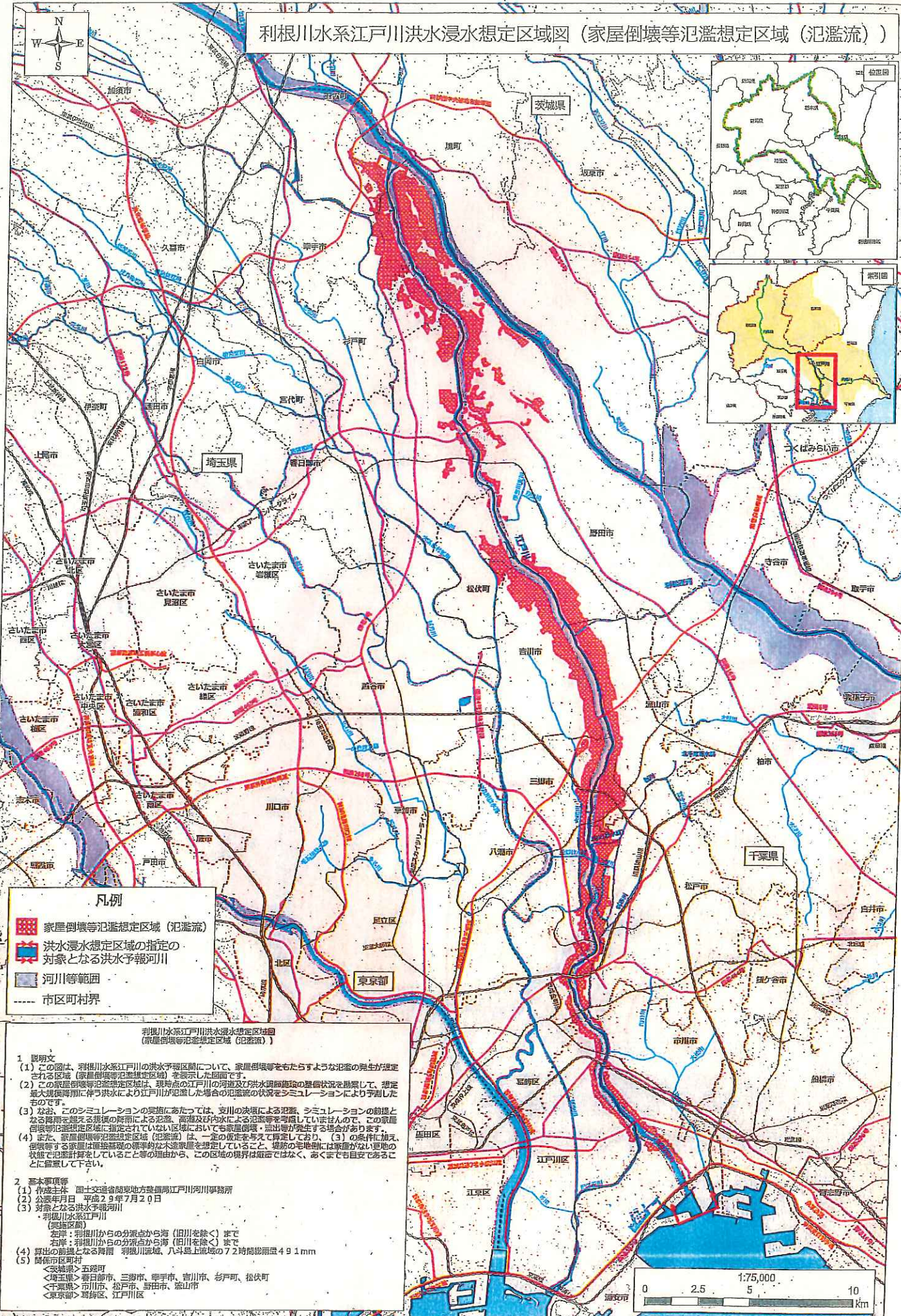
利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図 (計画規模)

1 説明文
 (1) この図は、利根川水系江戸川の洪水予報区域について、水防法の規定に基づき計画降雨により洪水が想定される区域、浸水した場合に予想される水深を表示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の江戸川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/200 (毎年、1年間にその現況を超える洪水が発生する確率が1/200 (0.5%)) の降雨に伴う洪水により江戸川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を認める規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
 (2) 公表年月日 平成29年7月20日
 (3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第217号
 (4) 根拠法令 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第2項
 (5) 対象となる洪水予報河川
 ・利根川水系江戸川 (実施区域)
 左岸: 利根川からの分派点から海 (旧川を除く) まで
 右岸: 利根川からの分派点から海 (旧川を除く) まで
 (6) 算出の前提となる降雨 利根川流域、八斗島上流域の7.2時間総雨量33.6mm
 (7) 関係市区町村
 <茨城県> 五箇町
 <埼玉県> 春日部市、草加市、蓮田市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町
 <千葉県> 市川市、船橋市、柏市、野田市、流山市、浦安市
 <東京都> 足立区、葛飾区、江戸川区

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平29併図、第2.63号)

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

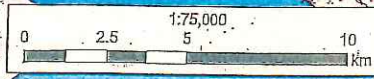


凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

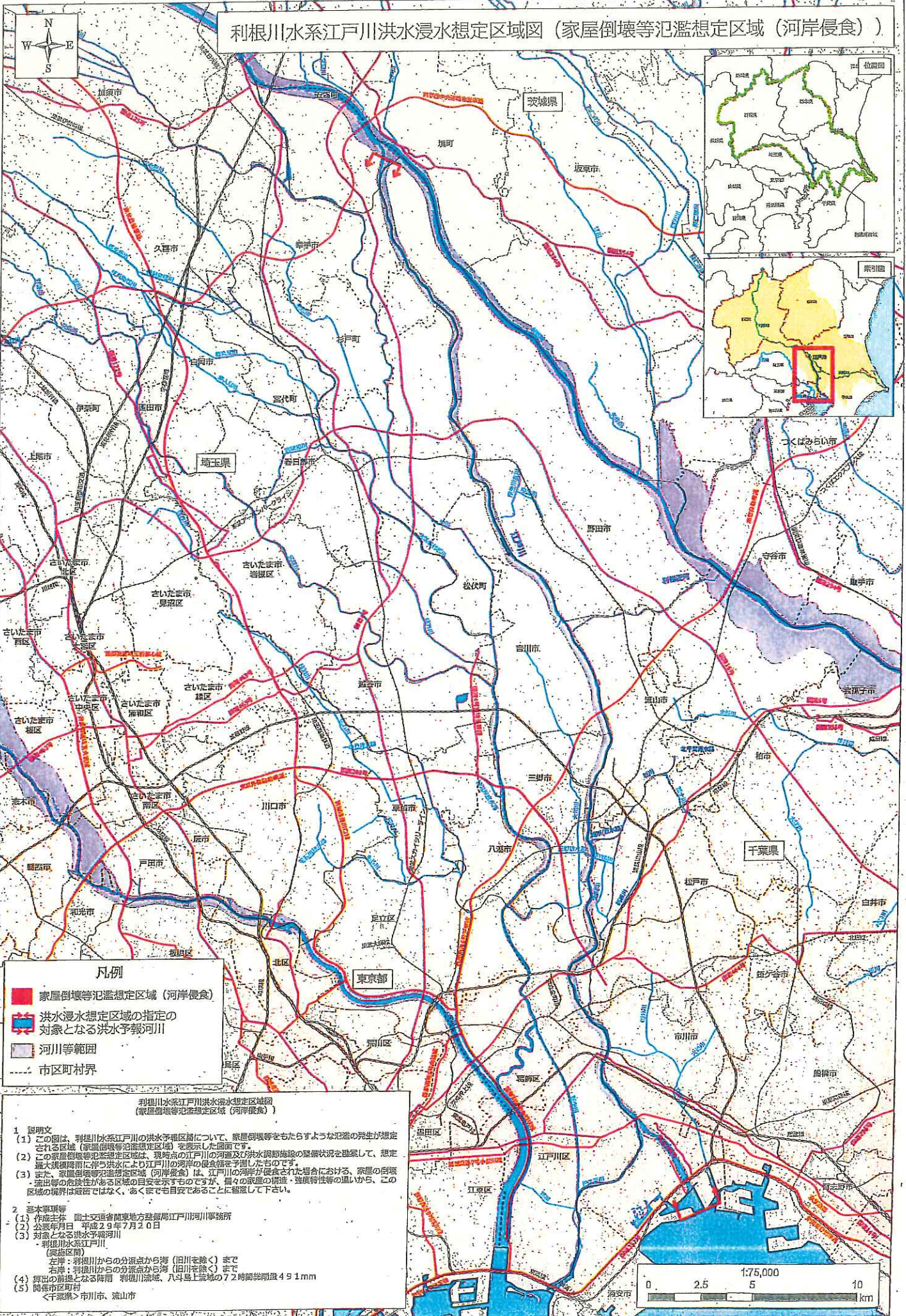
利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

- 1 説明文
 - (1) この図は、利根川水系江戸川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域 (家屋倒壊等氾濫想定区域) を表示した図面です。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の江戸川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により江戸川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前堤となる降雨を越える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出が発生する場合があります。
 - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) は、一定の仮定を与えて算定しており、(3) の条件に加え、倒壊する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。
- 2 基本事項
 - (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
 - (2) 公表年月日 平成29年7月20日
 - (3) 対象となる洪水予報河川
 - ・利根川水系江戸川 (氾濫区間)
 - 左岸：利根川からの分派点から海 (旧川を除く) まで
 - 右岸：利根川からの分派点から海 (旧川を除く) まで
 - (4) 算出の前堤となる降雨 利根川流域、八斗島上流域の7.2時間総雨量49.1mm
 - (5) 関係市区町村
 - <茨城県> 五霞町
 - <埼玉県> 朝日市、三郷市、草手市、吉川市、杉戸町、扱伏町
 - <千葉県> 市川市、松戸市、野田市、流山市
 - <東京都> 葛飾区、江戸川区



この地図の作成に当たっては、国土院の承認を得て、関係行政の提供した図面を使用した。 (保証番号 平29保図 第263号)

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））



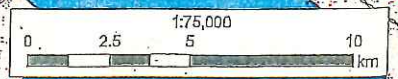
凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

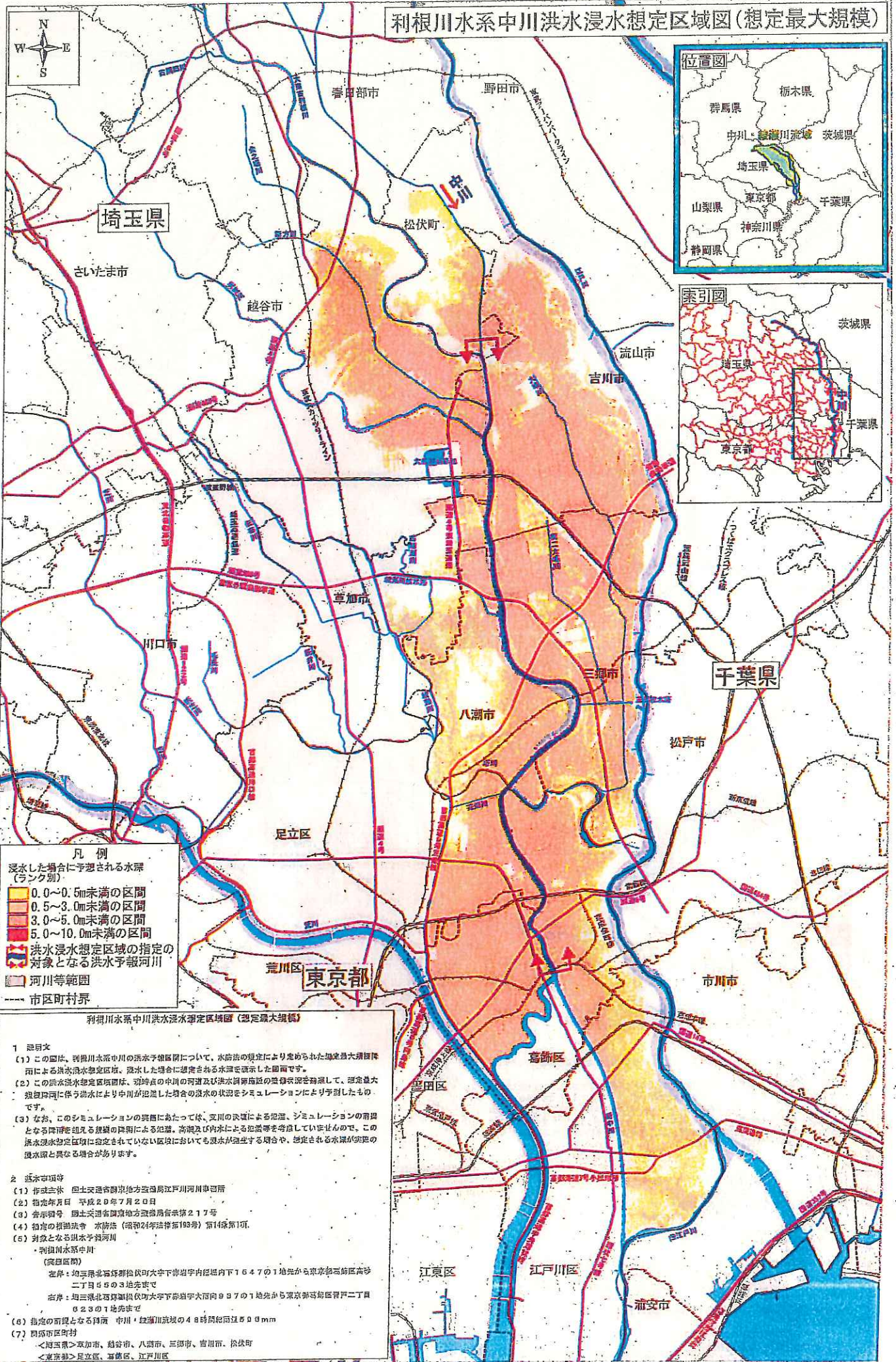
1 説明文
 (1) この図は、利根川水系江戸川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、観測点の江戸川の河堤及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定氾濫規模（想定洪水）により江戸川の河岸の侵食被害を予測したものです。
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、江戸川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
 (2) 公表年月日 平成29年7月20日
 (3) 対象となる洪水予報河川
 ・利根川水系江戸川（実施区間）
 左岸：利根川からの分派点から海（旧川を除く）まで
 右岸：利根川からの分派点から海（旧川を除く）まで
 (4) 想定の高水位となる降雨 利根川流域、八斗上流域の7.2時間総雨量49.1mm
 (5) 関係市区町村
 <千葉県> 市川市、流山市



この図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 平29第図、第263号）

利根川水系中川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



- 凡例**
- 浸水した場合に予想される水深(ランク別)
 - 0.0~0.5m未満の区間
 - 0.5~3.0m未満の区間
 - 3.0~5.0m未満の区間
 - 5.0~10.0m未満の区間
 - 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 市区町村界

利根川水系中川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

1 趣旨文

(1) この図は、利根川水系中川の洪水予報区域について、水防法の規定により定められた防災基本計画に基づき洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を明示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の中川の河道及び洪水予測施設の状態を基礎として、想定最大規模降雨に伴う洪水により中川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実態にあたっては、中川の状況による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を迎える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項

(1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

(2) 指定年月日 平成20年7月20日

(3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第2117号

(4) 根拠の根拠法令 水防法(昭和24年法律第199号)第14条第1項

(5) 対象となる洪水予報河川

- 利根川水系中川(浸水区域)
- 左岸:埼玉県北埼玉郡松伏町大字下岸田字内堤内下1647の1地号から東京都葛飾区高砂二丁目55の3地号まで
- 右岸:埼玉県北埼玉郡松伏町大字下岸田字大田内997の1地号から東京都葛飾区高砂二丁目623の1地号まで

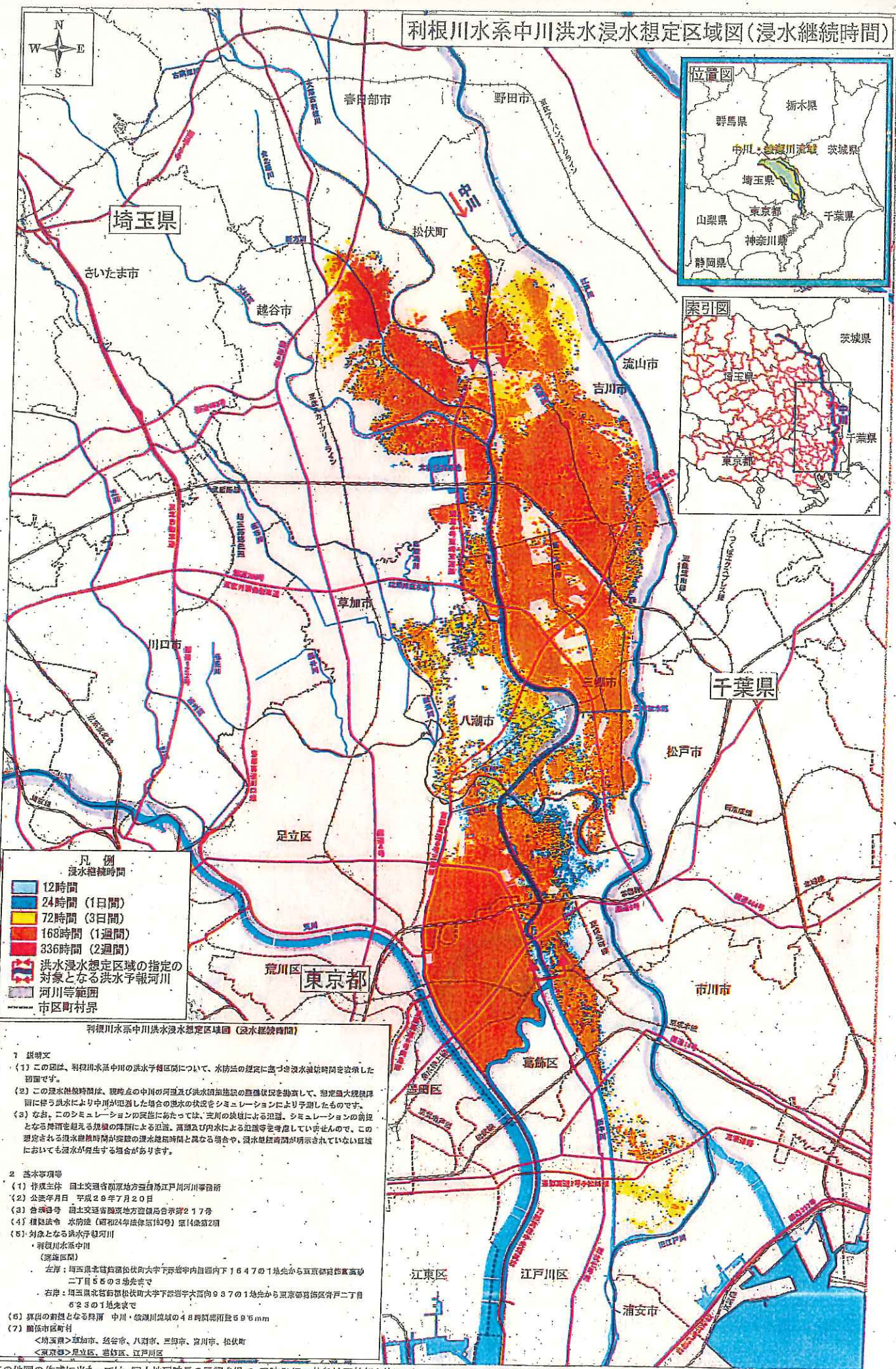
(6) 指定の前提となる降雨 中川・利根川流域の48時間総雨量50.0mm

(7) 関係市区町村

- <埼玉県> 松伏町、越谷市、八潮市、三潮市、吉川市、松伏町
- <東京都> 足立区、葛飾区、江戸川区



利根川水系中川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)



凡例

浸水継続時間

- 12時間
- 24時間 (1日間)
- 72時間 (3日間)
- 168時間 (1週間)
- 336時間 (2週間)

洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川

河川等範囲

市区町村界

利根川水系中川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)

1 説明文

(1) この図は、利根川水系中川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示した図面です。

(2) この浸水継続時間は、現時点の中川の河況及び洪水調節施設の運轉状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により中川が氾濫した場合の洪水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の流域における氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を起る規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2 基本事項等

(1) 作図主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

(2) 公表年月日 平成29年7月20日

(3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第217号

(4) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項

(5) 対象となる洪水予報河川

- ・利根川水系中川(浸水区間)
- ・左岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下新橋字内自町内下1647の1地点から東京都葛飾区葛飾砂二丁目55の3地点まで
- ・右岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下新橋字六向937の1地点から東京都葛飾区江戸二丁目623の1地点まで

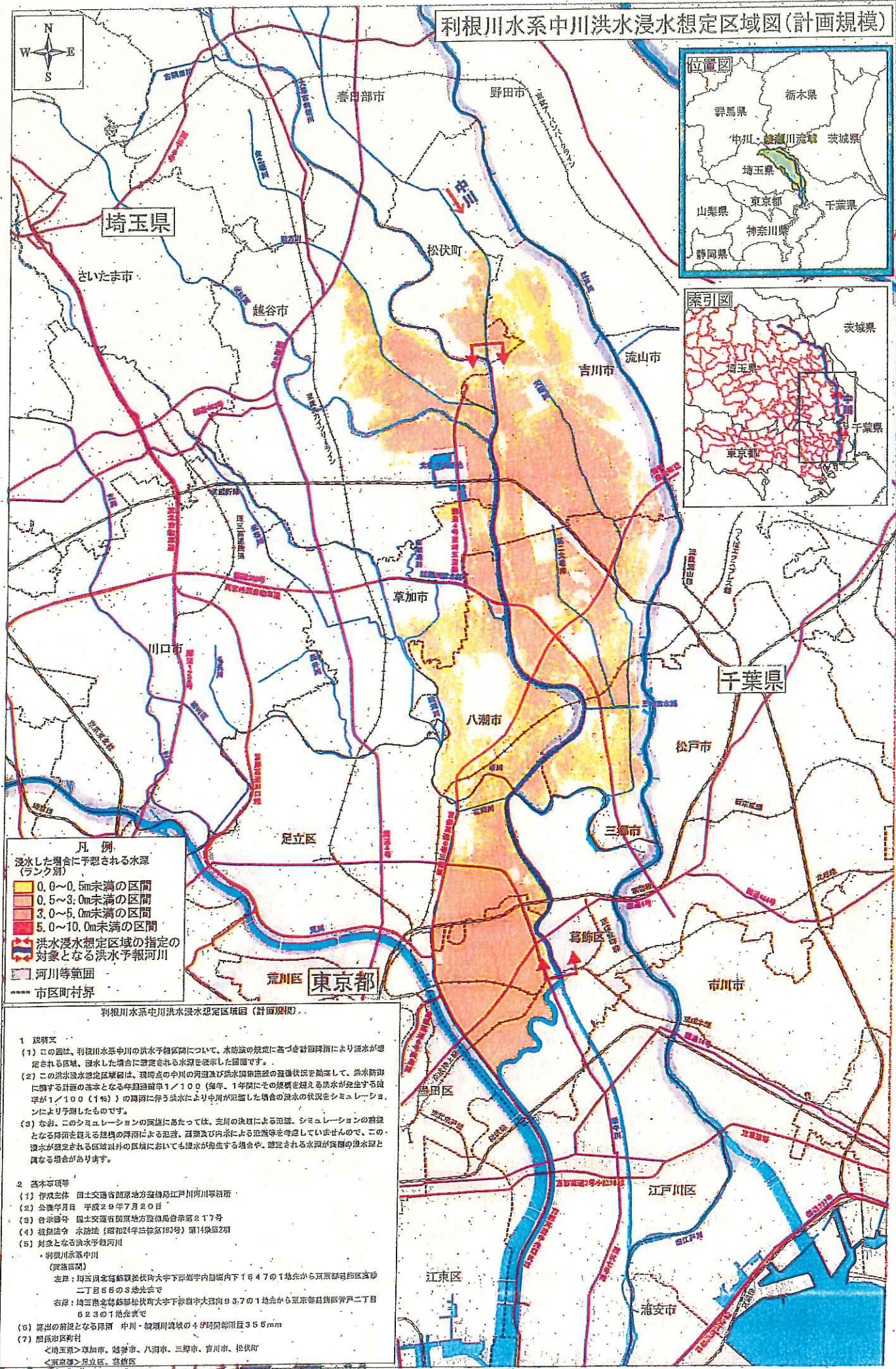
(6) 算定の前提となる降雨 中川・袋田川流域の48時間総雨量59.6mm

(7) 関係市区町村

<埼玉県> 松伏町、越谷市、八潮市、三潮市、吉川市、松伏町

<東京都> 足立区、葛飾区、江戸川区

利根川水系中川洪水浸水想定区域図(計画規模)



凡例

浸水した場合に予想される水深
(ランク別)

- 0.0~0.5m未満の区間
- 0.5~3.0m未満の区間
- 3.0~5.0m未満の区間
- 5.0~10.0m未満の区間

洪水浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川

河川等範囲

市区町村界

利根川水系中川洪水浸水想定区域図(計画規模)

1 説明書

(1) この図は、利根川水系中川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により洪水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の中川の河況及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水調節に関する計画の基本となる年間総降雨量1/100(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1%)の降雨に伴う洪水により中川が氾濫した場合の洪水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、河川及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項

(1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

(2) 公表年月日 平成29年7月20日

(3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第217号

(4) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第189号)第14条第2項

(5) 対象となる洪水予報河川

- ・利根川水系中川(浸水区間)

左岸：埼玉県北埼玉郡松伏町大字下原字宇内田間内下1の47の1地先から東京都葛飾区高砂二丁目6の5地先まで

右岸：埼玉県北埼玉郡松伏町大字下原字中大原向9の37の1地先から東京都葛飾区若戸二丁目6の3の1地先まで

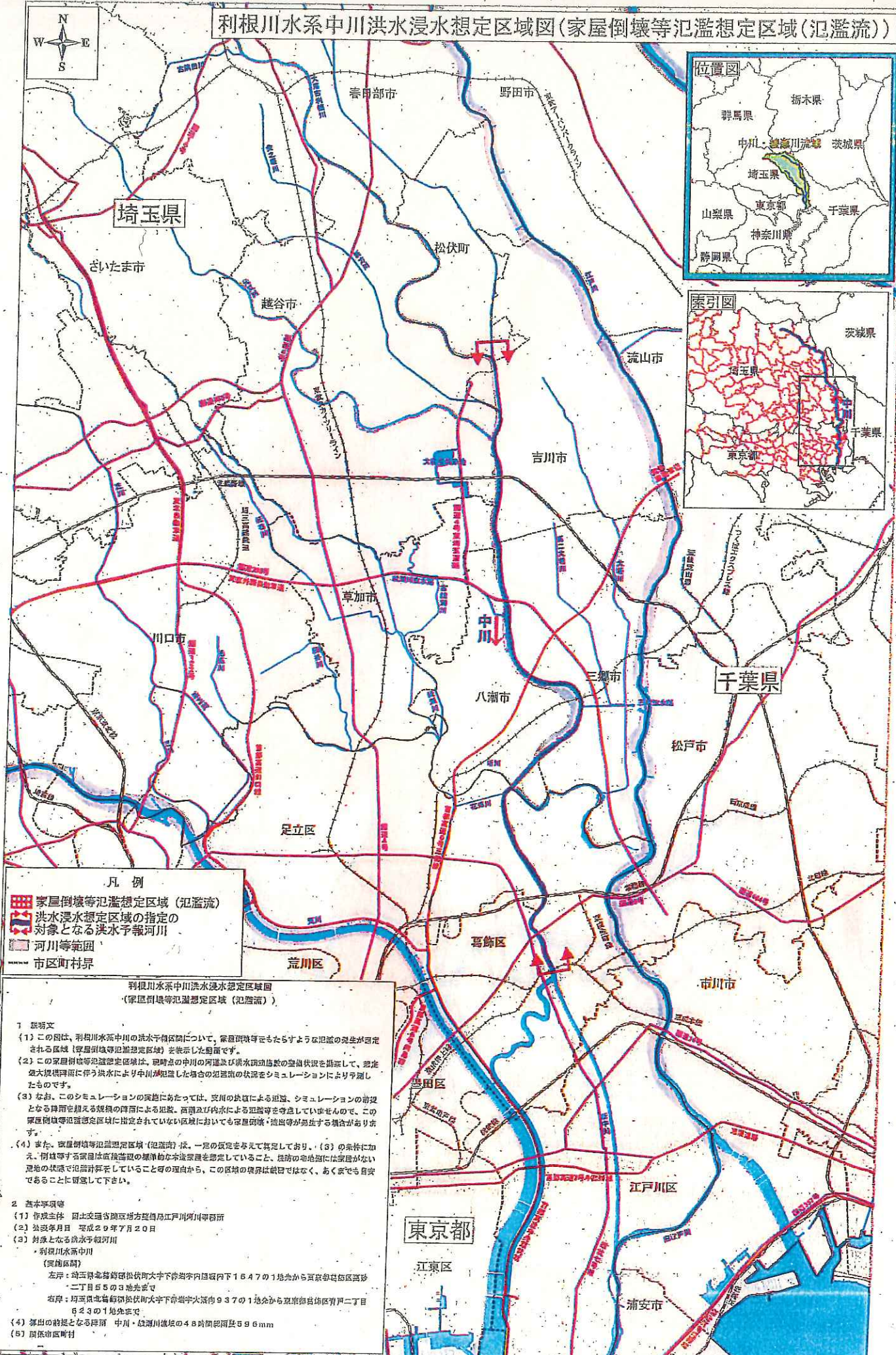
(6) 算出の前提となる降雨 中川・利根川流域の49時間総降雨量355mm

(7) 関係市区町村

<埼玉県>草加市、越谷市、八潮市、三潮市、吉川市、松伏町

<東京都>足立区、葛飾区

利根川水系中川洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



- 凡例**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 - 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 市区町村界

利根川水系中川洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

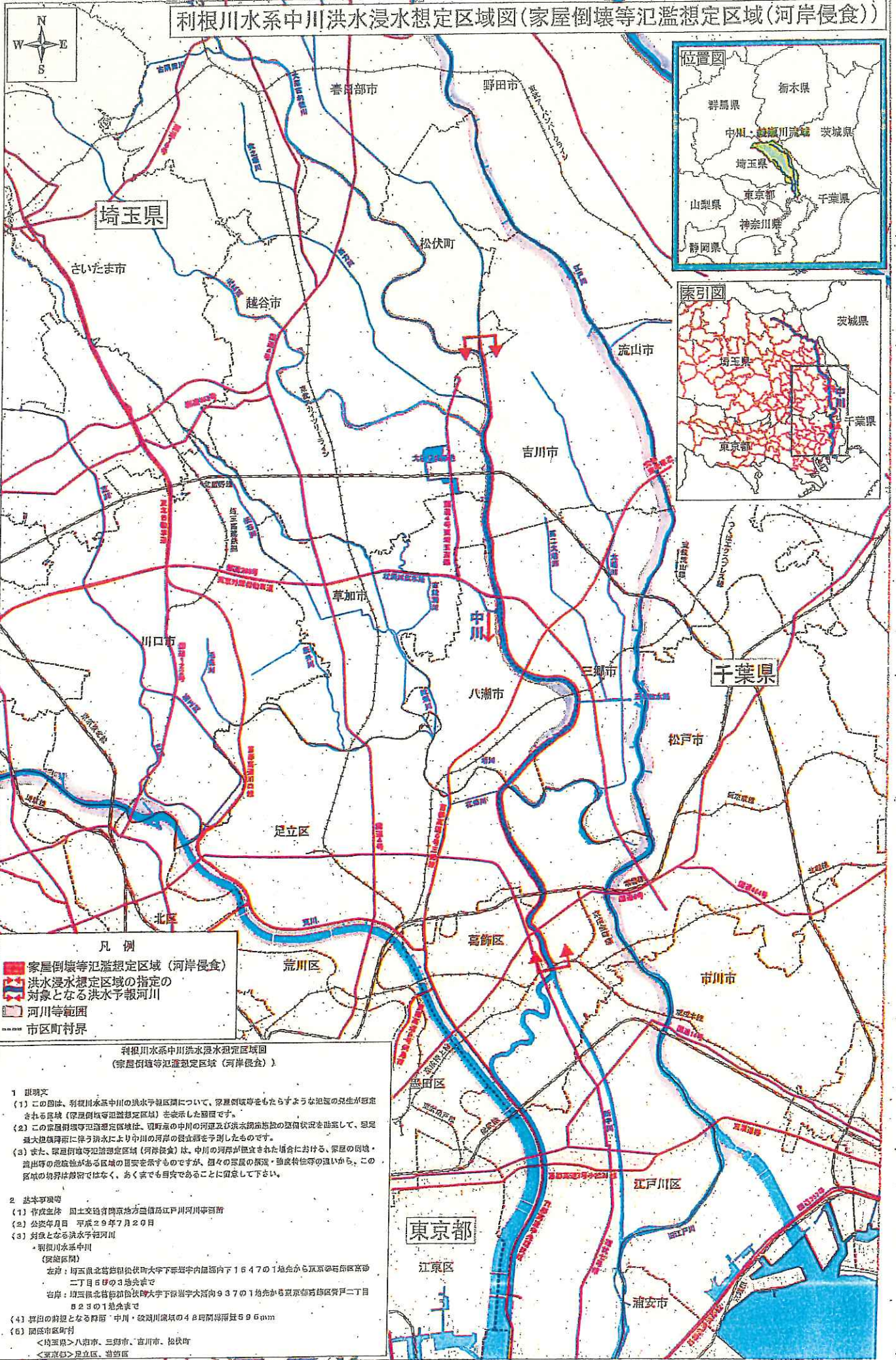
1 説明文

- (1) この図は、利根川水系中川の洪水予報区域について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の中川の河道及び洪水運動態勢の整備状況を踏まえて、想定最大規模降雨に伴う洪水により中川が氾濫した場合の氾濫態勢の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、河川の状況による氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、一定の仮定を基として算定しており、(3)の条件に加え、何れ等する家屋は直接管理の維持的な不慮災害を想定していること、堤防の老朽化には対応がない現状の状態で氾濫計算を行っていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
- (2) 公表年月日 平成29年7月20日
- (3) 対象となる洪水予報河川
 - ・利根川水系中川
 - (実施区域)
 - 左岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下宿字内田町内下1647の1地先から東京都葛飾区高砂二丁目55の3地先まで
 - 右岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下宿字大深内937の1地先から東京都葛飾区青二丁目623の1地先まで
- (4) 算定の前提となる降雨 中川・越前川流域の4.8時間総雨量59.6mm
- (5) 関係市区町村

利根川水系中川洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))



- 凡例**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
 - ▬ 洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 市区町村界

利根川水系中川洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))

1 説明文

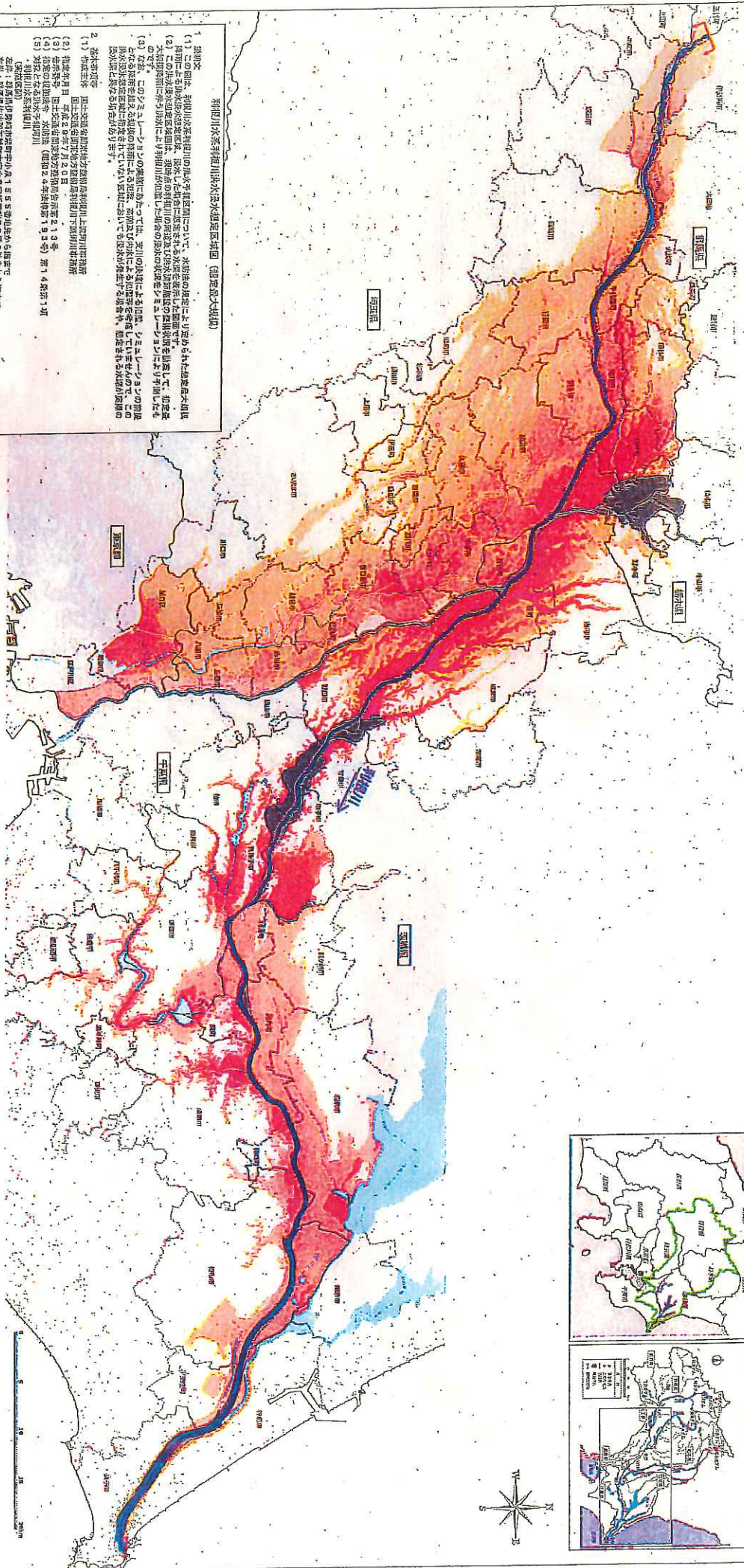
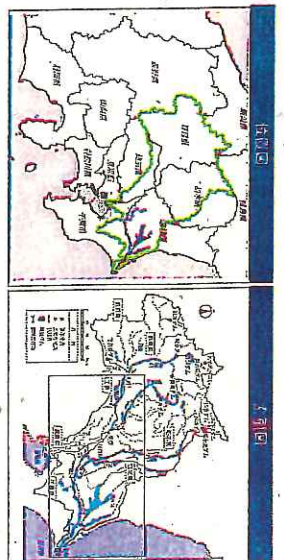
- (1) この図は、利根川水系中川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、河川の中川の河床及び洪水調節施設の現状状態を基として、想定最大値降雨に伴う洪水により中川の河岸の浸食を予測したものです。
- (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)は、中川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2 基本事項

- (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
- (2) 公表年月日 平成29年7月20日
- (3) 対象となる洪水予報河川
 - ・利根川水系中川(浸食区間)
 - 左岸: 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下新堀字内屋敷内下1647の1地先から東京都葛飾区高砂二丁目59の3地先まで
 - 右岸: 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下新堀字大高内937の1地先から東京都葛飾区高砂二丁目523の1地先まで
- (4) 算定の前提となる降雨「中川・碓氷川流域の4.8時間総降雨59.6mm
- (5) 関係市区町村
 - <埼玉県>八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
 - <東京都>足立区、葛飾区



利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

1 この図は、利根川水系利根川の下流左岸地区において、水防法の規定に基づき定められた想定最大規模の洪水による利根川左岸地区に発生する想定される浸水想定区域図を提示したものである。この浸水想定区域図は、利根川水系利根川の下流左岸地区において、利根川水系利根川の下流左岸地区に発生する想定される浸水想定区域図を提示したものである。この浸水想定区域図は、利根川水系利根川の下流左岸地区において、利根川水系利根川の下流左岸地区に発生する想定される浸水想定区域図を提示したものである。

2 浸水想定区域

- (1) 河川管理 国土交通省利根川河川事務所利根川上遊河川事務所
- (2) 河川名称 利根川
- (3) 河川番号 国土交通省河川番号表第149号
- (4) 浸水の浸水想定区域 利根川流域、利根川流域、利根川流域
- (5) 浸水の浸水想定区域 利根川流域、利根川流域、利根川流域
- (6) 浸水の浸水想定区域 利根川流域、利根川流域、利根川流域
- (7) 浸水の浸水想定区域 利根川流域、利根川流域、利根川流域

凡例

浸水想定区域の範囲

- 0.0～0.1m未満の区域
- 0.3～0.4m未満の区域
- 0.5～0.9m未満の区域
- 1.0～1.9m未満の区域
- 2.0～2.9m未満の区域

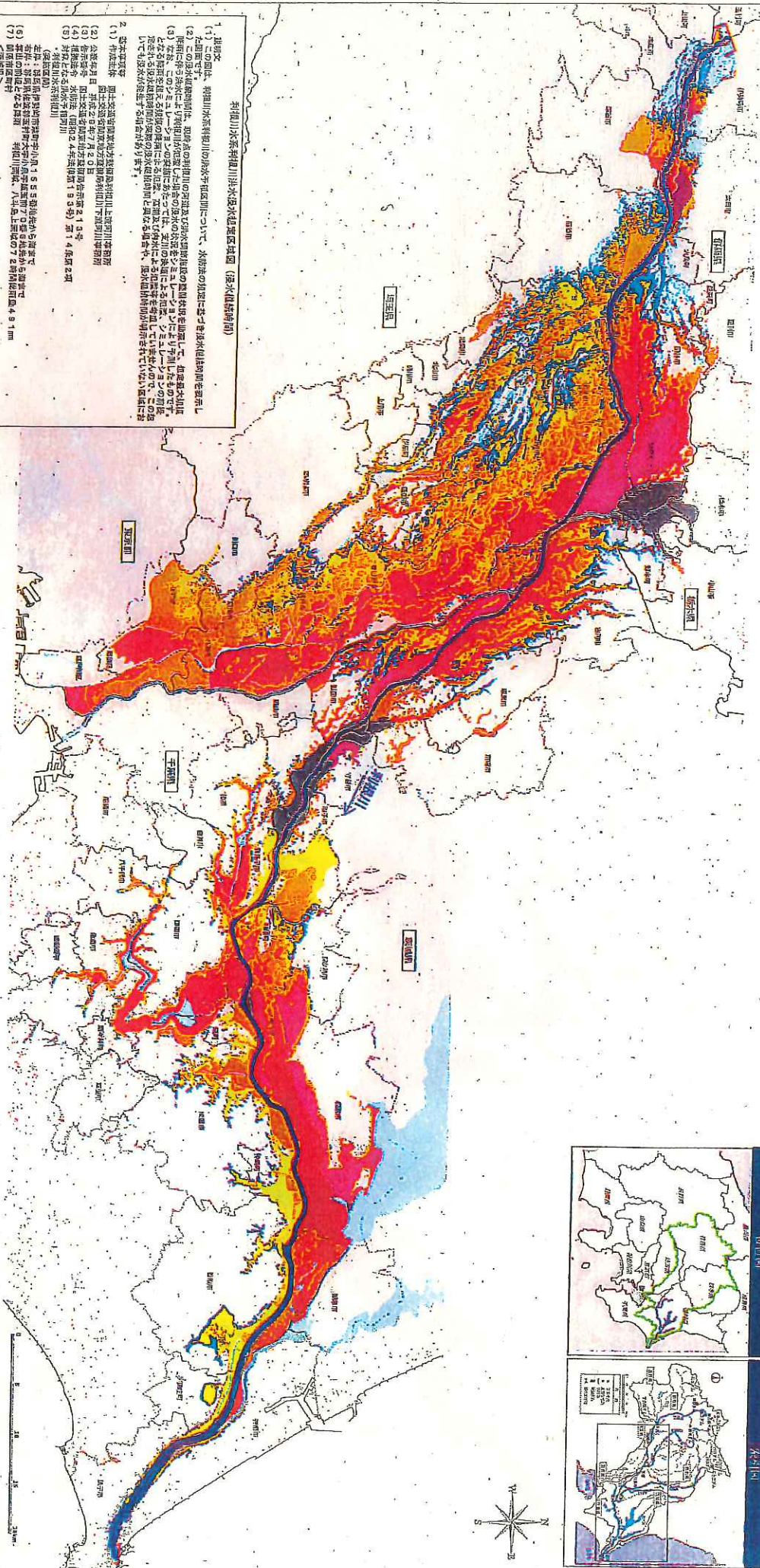
利根川水系利根川洪水浸水の想定区域

利根川

河川管理官

※この地図は、国土地理院の地図を得て、関係機関の電子地形図を500を拡大したものである。(承認番号 平成19年 第325号) A1測出力解は: 200,000, A3測出力解は: 400,000

利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)



利根川水系利根川洪水浸水想定区域図 (洪水継続時間)

- (1) 注意 上記の図は、利根川水系利根川100年洪水浸水想定区域について、水浸水の状況に基づき浸水継続時間を推定し、左記面です。
 - この洪水浸水想定区域は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、毎年度大雨発生時における利根川水系利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
 - 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
 - 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
- (2) 浸水継続時間 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
- (3) 浸水継続時間 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
- (4) 浸水継続時間 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
- (5) 浸水継続時間 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
- (6) 浸水継続時間 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
- (7) 浸水継続時間 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
- (8) 浸水継続時間 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。
- (9) 浸水継続時間 利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間は、利根川利根川の洪水浸水想定区域の浸水継続時間に基づき、浸水継続時間を推定し、浸水継続時間を推定した。

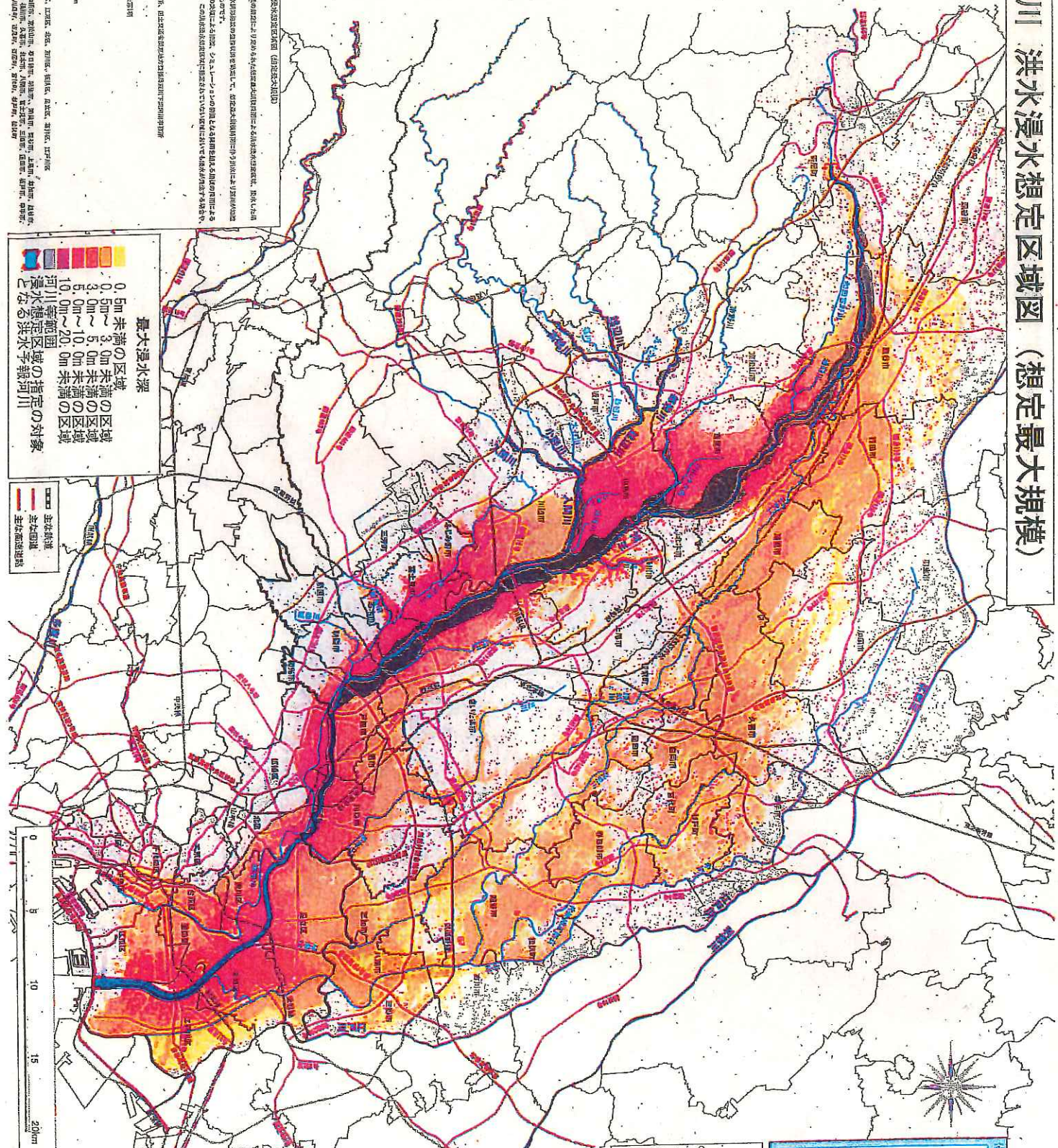
凡例

1時間	浸水浸水想定区域
2時間以上(1日未満)	
7時間以上(2日未満)	
16時間以上(3日未満)	
33時間以上(4日未満)	
67時間以上(8日未満)	
135時間以上(14日未満)	
浸水浸水想定区域の推定区域	
利根川水系利根川	
市区町村界	

※「この地図は、国土整理院長の承認を得て、国務省の電子地形図25000を基にしたものである。『承認番号 平29第1号 第202号』」

AI利用のための解像度: 200, 000, A3判出力解像度: 1, 400, 000

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



最大浸水深

0.5m 未満の区域	0.5m 未満の区域
3.0m 未満の区域	3.0m 未満の区域
5.0m 未満の区域	5.0m 未満の区域
10.0m 未満の区域	10.0m 未満の区域
20.0m 未満の区域	20.0m 未満の区域

河川等範囲
洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水等範囲河川

— 主要幹線
— 主要河川
— 主要道路

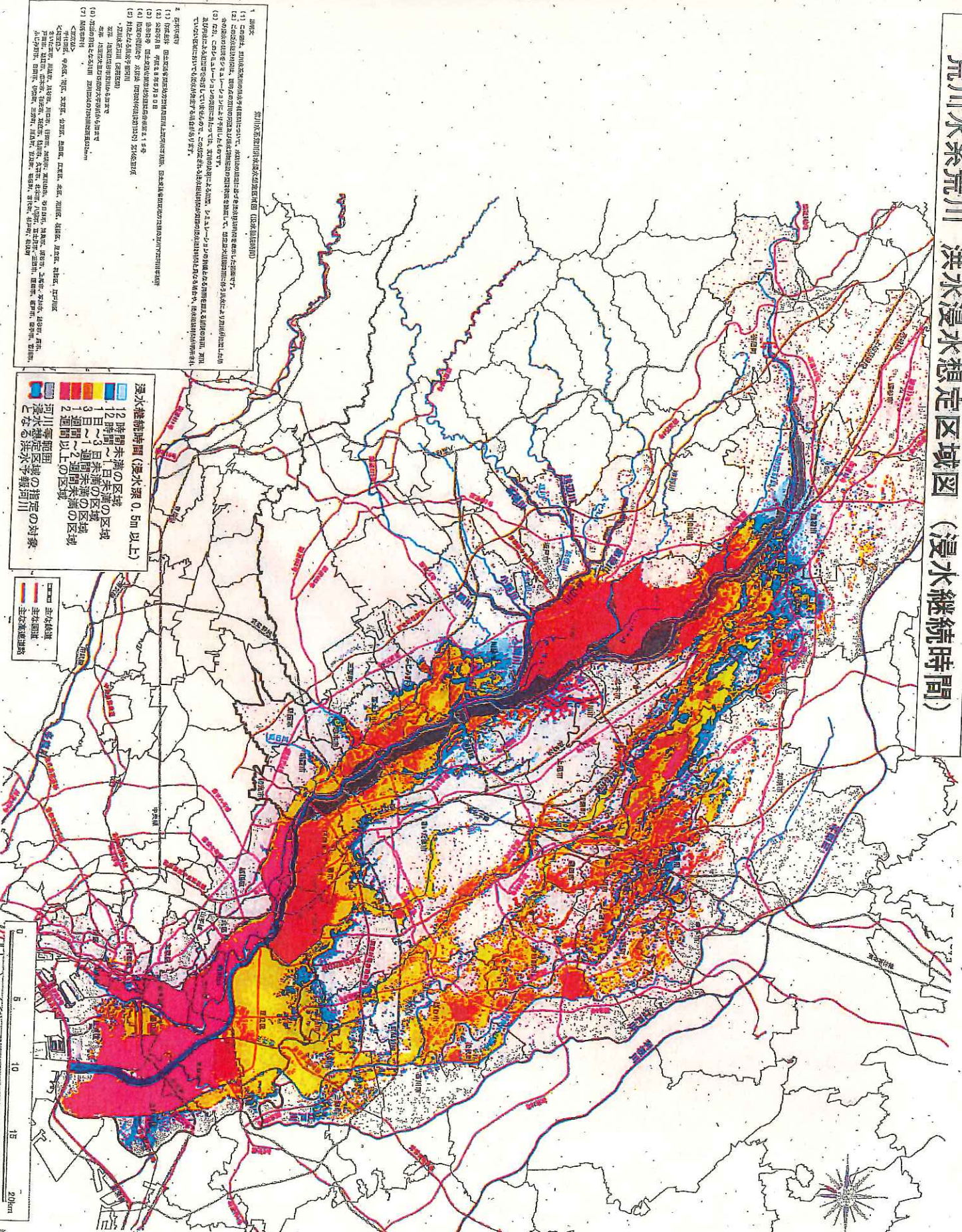
1. 注記
- (1) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (2) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (3) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (4) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (5) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
2. 備考
- (1) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (2) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (3) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (4) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (5) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (6) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。
 - (7) 本図は、洪水浸水想定区域図作成のための調査結果に基づき、想定最大規模の洪水発生時の浸水想定区域を示すものである。

索引図

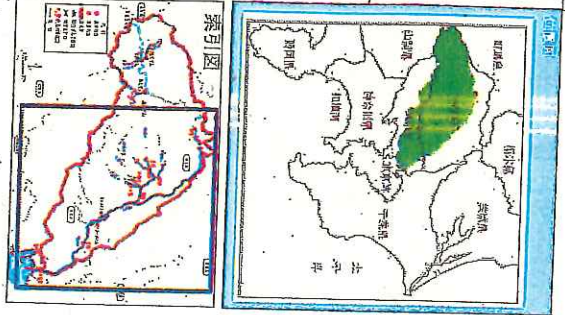
● 指定区域
● 指定区域
● 指定区域

この図は、国土交通省の委託により、国土交通省の委託を受けた国土院が作成したものである。図中の数値は、国土院の調査結果に基づき算出されたものである。また、この図は、国土院の調査結果に基づき算出されたものである。また、この図は、国土院の調査結果に基づき算出されたものである。

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)

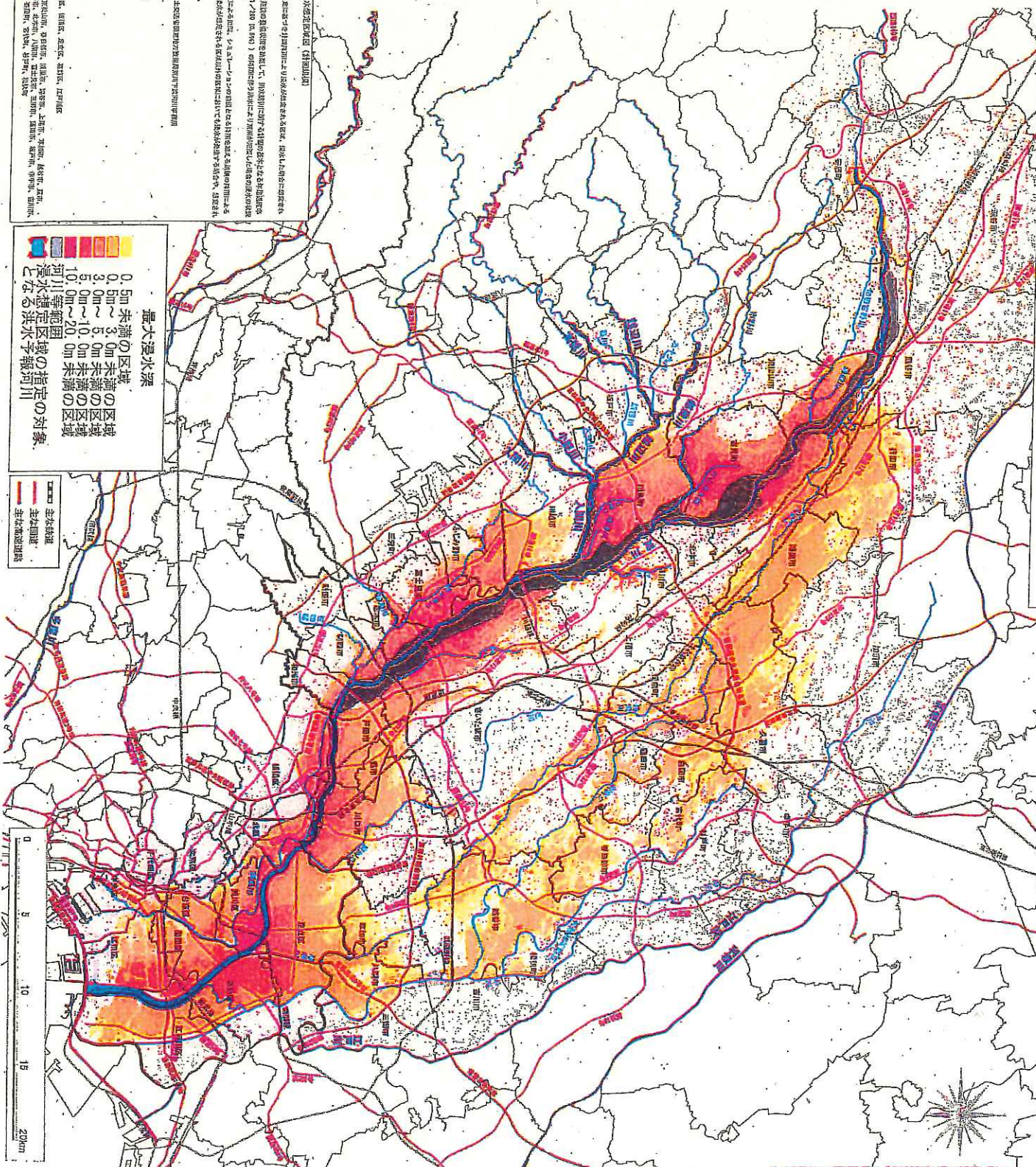


1. 備考
- (1) 本図は、国土交通省河川防災課が作成した「荒川水系洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (2) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (3) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (4) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (5) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (6) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (7) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
2. 補足
- (1) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (2) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (3) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (4) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (5) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (6) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。
 - (7) 本図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。



※この図は、国土交通省河川防災課の許可を得て作成されたものである。

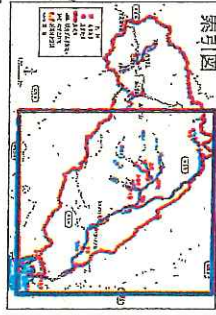
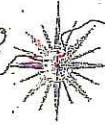
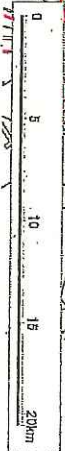
荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 (計画規模)



最大浸水深

0.5m未満の区域
0.5m～1.0m未満の区域
1.0m～1.5m未満の区域
1.5m～2.0m未満の区域
2.0m～2.5m未満の区域
2.5m～3.0m未満の区域
3.0m～3.5m未満の区域
3.5m～4.0m未満の区域
4.0m～4.5m未満の区域
4.5m～5.0m未満の区域
5.0m～5.5m未満の区域
5.5m～6.0m未満の区域
6.0m～6.5m未満の区域
6.5m～7.0m未満の区域
7.0m～7.5m未満の区域
7.5m～8.0m未満の区域
8.0m～8.5m未満の区域
8.5m～9.0m未満の区域
9.0m～9.5m未満の区域
9.5m～10.0m未満の区域
10.0m～10.5m未満の区域
10.5m～11.0m未満の区域
11.0m～11.5m未満の区域
11.5m～12.0m未満の区域
12.0m～12.5m未満の区域
12.5m～13.0m未満の区域
13.0m～13.5m未満の区域
13.5m～14.0m未満の区域
14.0m～14.5m未満の区域
14.5m～15.0m未満の区域
15.0m～15.5m未満の区域
15.5m～16.0m未満の区域
16.0m～16.5m未満の区域
16.5m～17.0m未満の区域
17.0m～17.5m未満の区域
17.5m～18.0m未満の区域
18.0m～18.5m未満の区域
18.5m～19.0m未満の区域
19.0m～19.5m未満の区域
19.5m～20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

 主要幹線
 主要国道
 主要市道



1. 注記

(1) 本図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(2) 本図は、洪水浸水想定区域図の作成に当たっては、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(3) 本図は、洪水浸水想定区域図の作成に当たっては、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(4) 本図は、洪水浸水想定区域図の作成に当たっては、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(5) 本図は、洪水浸水想定区域図の作成に当たっては、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(6) 本図は、洪水浸水想定区域図の作成に当たっては、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(7) 本図は、洪水浸水想定区域図の作成に当たっては、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

2. 備考

(1) 本図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(2) 本図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(3) 本図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(4) 本図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(5) 本図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(6) 本図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

(7) 本図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

※この図は、国土交通省河川局が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」に基づき、計画規模を考慮して作成されたものである。

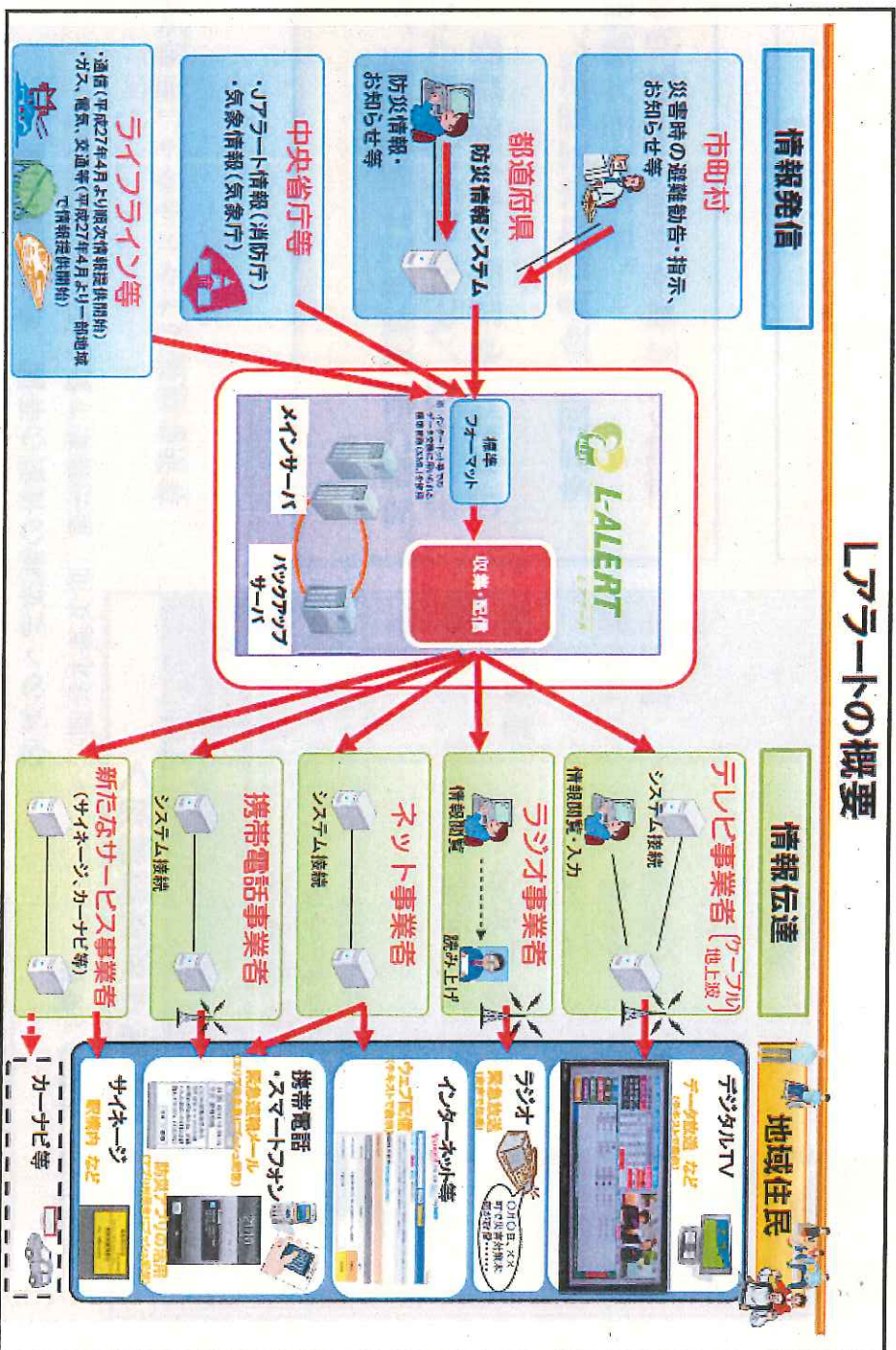
1 防災関係法令、国等の指針の制改正への対応
 ～②適切な避難行動を促す情報伝達（防災基本計画）～

●Lアラート等の多様な手段を活用した避難勧告等の伝達

出展：総務省

Lアラート【災害情報共有システム】とは・・・

安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤であり、地方自治体、ライオン関連事業者などの公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などのその情報を住民に伝える「情報伝達者」が共通して利用し、「情報発信者」が発信した情報を一斉に「情報伝達者」に配信できるシステムである。



1 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応
 ～②適切な避難行動を促す情報伝達（防災基本計画）～

出展：内閣府（防災担当）

●日本工業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示（日本工業規格の概要）

(1)これまでの経緯

- 災害対策基本法改正により、避難場所は災害種別毎に設定。
- 避難場所等の図記号について標準化を図るため、関係府省庁等は連絡会議を設置して、避難場所等の図記号の標準化を進めることを決定。
- 図記号のJIS制定に向けて、JIS原案作成委員会が図案を作成し、同委員会から経済産業大臣に報告。
 →平成28年3月22日に図記号等をJIS制定。

＜災害種別図記号＞

災害種別	JIS制定された災害種別図記号
津波	津波・高潮 (従来の図記号も活用 一般図記号も作成)
高潮	
洪水	洪水
内水氾濫	内水氾濫
崖崩れ 土石流 地滑り	崖崩れ 地滑り
	土石流
大規模な火事	大規模な火事
地震	起きる災害（津波、大規模な火事等）でカバー
火山	シエルターなどに避難するため、それらの周知を実施

○避難場所の表示方法（イメージ）
 「避難場所＋災害種別を併記」

避難場所の表示方法イメージ

Yamanoue Park
 山の上公園
 避難場所

この避難場所では、
 広域避難場所
 Safety evacuation area

地震の高さ 津波 4.5m

市

(参考：JISで制定済みの図記号)

避難場所 JISZ8210

避難場所 JISZ8210

津波避難場所・津波避難ビル JISZ8210

3 市の体制の変更への対応

●組織見直しの内容

平成30年度より市と事業者とで連携を図りながら、農業・商業・工業をはじめとした地域産業の活性化を図るため、産業振興部を新設しました。

見直し後【H30】		見直し前【H29】	
市民生活部	市民参加推進課	市民生活部	市民参加推進課
	危機管理課		危機管理課
	環境課		環境課
産業振興部	農政課		農政課
	商工課		商工課
	企業誘致担当		企業誘致担当

●各委員定数の変更について

組織見直しに伴い、「吉川市防災会議条例」を一部改正し、委員定数の変更を実施いたしました。

【防災会議の委員定数】

変更後	変更前
34人	32人

【吉川市防災会議条例の一部改正】

改正後	改正前
(会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員 <u>34人</u> 以内をもって組織する。 2～7 略	(会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員 <u>32人</u> 以内をもって組織する。 2～7 略

地域防災計画改定スケジュール (案)

時期	内容
平成 30 年 8 月 21 日 (火) (本日)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度第 1 回吉川市防災会議 ・防災会議委員への改定方針等の説明
9 月～12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び関係機関 (※) との調整 ・庁内関係各課からの意見集約
平成 31 年 1 月上旬～中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度第 2 回吉川市防災会議 ・吉川市地域防災計画 (改定原案) について
1 月下旬～2 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント (意見公募)
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度第 3 回吉川市防災会議 ・吉川市地域防災計画 (改定案) の承認

※主な関係機関

・消防機関、指定地方行政機関、警察、県、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関 等

吉川市防災会議の概要

1 名称

吉川市防災会議

2 設置根拠法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第16条第1項

3 設置趣旨（法第16条第1項）

市に、当該市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市防災会議を置く。

4 所掌事務（吉川市防災会議条例（以下「条例」という。）第2条）

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

5 組織構成（条例第3条）

- (1) 防災会議は、会長及び委員34人以内をもって組織する。
- (2) 会長は、市長をもって充てる。また、会長は、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ② 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - ③ 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - ⑤ 吉川市教育委員会教育長
 - ⑥ 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
 - ⑦ 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
 - ⑧ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ⑨ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - ⑩ 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- (5) ⑧、⑨及び⑩の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。なお、委員は、再任されることができる。

吉川市防災会議 委員名簿

平成30年8月21現在

会長	吉川市	市長	中原 恵人
	所属機関・団体名	職 名	氏 名
【1号委員】指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者			
1	国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長	中村 伸也
2	農林水産省関東農政局	埼玉支局地方参事官(埼玉支局長)	深山富美男
3	厚生労働省埼玉労働局	春日部労働基準監督署長	布施 武雄
【2号委員】埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者			
4	埼玉県	東部地域振興センター所長	酒井 英治
5	埼玉県	草加保健所長	中山 由紀
6	埼玉県	越谷県土整備事務所長	木崎 秀夫
【3号委員】埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者			
7	埼玉県警察	吉川警察署長	南雲 芳夫
【4号委員】市長がその部内の職員のうちから指名する者			
8	吉川市	副市長	椎葉 祐司
9	吉川市	政策室長	野尻 宗一
10	吉川市	総務部長	浅水 明彦
10-1	吉川市	健康長寿部長	鈴木 昇
10-2	吉川市	こども福祉部長	伴 茂樹
10-3	吉川市	市民生活部長	中山 浩
10-4	吉川市	産業振興部長	山崎 守
10-5	吉川市	都市整備部長	関根 勇
10-6	吉川市	教育部長	中村 詠子
【5号委員】吉川市教育委員会教育長			
17	吉川市教育委員会	教育長	染谷 行宏
【6号委員】吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長			
18	吉川松伏消防組合	消防長	戸井田 勉
19	吉川松伏消防組合	吉川消防署長	黒田 信浩
20	吉川市消防団	団長	宮田 孝一
【7号委員】吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者			
21	吉川市水道課	課長	山口 剛介
【8号委員】指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者			
22	東京電力パワーグリッド(株)	川口支社草加事務所長	小川 優
23	NTT東日本電信電話(株)埼玉事業部	埼玉南支店長	加藤 咲子
24	東武バスセントラル(株)	吉川営業所長	中澤 陽一
25	東日本旅客鉄道(株)	吉川美南駅長	春原 尊史
26	日本郵便(株)	吉川郵便局長	大森 謙一
27	東彩ガス(株)	取締役	白井 照雄
28	一般社団法人埼玉県トラック協会	吉川支部副支部長	中井 薫
29	一般社団法人吉川松伏医師会	副会長	小笠原 忠彦
【9号委員】自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者			
30	吉川市自主防災組織連絡協議会	会長(中野1区自主防災会)	高尾 良
【10号委員】1号から9号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者			
31	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会	社会福祉士	浦上 利詠
32	吉川市自治連合会	副会長(吉川団地自治会長)	高橋 健太郎
33	吉川市民生委員・児童委員協議会	理事	玉生 一美

吉川市防災会議運営要領

平成18年7月24日吉川市防災会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）第5条及び吉川市市民参画条例施行規則（平成17年規則第12号。以下「規則」という。）第6条第4項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「会議」という。）の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議事を定め、会議開催の日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の権限に属する事務を専決処分することができる。

(1) やむを得ない事情により会議を招集することができないとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により、専決処分したときは、会長は、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(会議録の作成)

第4条 規則第10条の規定による会議録の作成方法は、録音機器を使用した要点記録とする。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、吉川市市民参画条例（平成16年条例第15号）及び規則の定めるところによる。

(傍聴申込み)

第6条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体については、受付簿に団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 受付簿に前2項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

4 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、会議が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

(傍聴人の定員)

第7条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、会議を行う場所（以下「会場」という。）の広さを考慮し、その都度定めるものとする。

(傍聴人の入場制限)

第8条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者

(4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者

2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、秘密会を開くことを会議が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第15条 会議の庶務は、市民生活部危機管理課において処理する。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月26日から施行する。

【参考法令】 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- (4) 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
- (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- (5) 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

【参考法令】 吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員34人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 吉川市教育委員会教育長
- (6) 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
- (7) 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者

6 前項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

略

平成30年度 第1回吉川市防災会議 席次表

日時:平成30年8月21日(火)

午後1時30分から

場所:吉川市役所 3階

303、304会議室

